

**あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 30 年度第 1 四半期）**  
**デリバティブ関係(為替系)**

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	25 年度(あ)第 166 号
申立ての概要	不十分な説明で締結させられた為替デリバティブ取引の解約等の要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申立内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</li> <li>・ 当社は、商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており外貨実需はあったが、為替相場変動リスクにさらされる期間は短期間であり、長期間の為替リスクヘッジニーズは無かった。</li> <li>・ 当社は、B銀行担当者から、本件契約の内容及び円高時のリスク等について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・ 当行は、A社のヘッジ対象額について、主に聴取に依拠しており客観的資料による確認を行っていないこと及び当時のA社の業況からすれば、本件契約の契約期間が長期であった可能性があったことは認める。</li> <li>・ 当行担当者は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明内容に問題はなかったものと判断している。</li> <li>・ 当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 26 年 1 月 21 日及び平成 30 年3月 28 日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・ あっせん委員会は、B銀行に対して、本件契約当時のA社の業況に鑑みれば、本件契約の期間が長期であったこと及びヘッジ対象額の把握が不十分であったことを指摘した。</li> <li>・ その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・ その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・ 平成 30 年4月 20 日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮した上で、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮した上で判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

事案番号	29年度(あ)第88号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引に係る解約清算金等の免除要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る解約清算金等の免除を求める。</li> <li>・ 当社は、商材を商社等から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、当社に為替リスクヘッジニーズはなかった。</li> <li>・ 本件契約による為替差損及び解約清算金が当社の事業に相当な負担となっている。</li> <li>・ 当社は、B銀行担当者から、本件契約について一通りの説明を受けたものの、円高時の具体的なリスクについて十分に理解できるだけの説明を受けていなかった。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当行は、A社からの聴取等により、商流等を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・ 当行は、A社の財務耐久性を検証し、問題がないと判断した。</li> <li>・ 当行担当者は、A社に対し、本件契約の内容、円高時のリスク及び解約清算金等について提案書等を用いて十分な説明を行っており、説明内容に問題はなかったものと判断している。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成30年2月20日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・ あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証並びに解約清算金等の説明が十分ではなかったことを指摘した。</li> <li>・ その上で、あっせん委員会は、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・ その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・ 平成30年5月29日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

以上